

入札による市有財産(土地)の売却の流れ

1 公告

令和7年8月1日(金)



2 入札参加申請書の受付

令和7年8月1日(金)～令和7年9月30日(火) 8時30分～17時15分

※ 市役所4階財政課資産経営係へ必要書類を添え、お申し込みください。

※ 入札参加の前に、必ず参加申請書の提出をお願いします。未提出の方は、入札に参加できません。(参加申請書は郵送可(必着)です。)

<提出書類>

①入札参加申請書、②利用計画書、③市税完納証明書(課税課)、

④住民票謄本(個人の場合 市民課) ※ 法人の場合は登記簿謄本

⑤身分証明書(個人の場合 本籍地の戸籍担当部門)

⑥暴力団排除に関する誓約書、⑦土地利用に関する誓約書



3 現地説明会

説明会は実施しません。入札参加申請の前に、各自現地をご確認ください。

質問等があれば、市役所財政課までお問い合わせください。



4 入札

令和7年10月9日(木) 午前10時00分～ 市役所3階301会議室

※ 当日午前9時30分～50分まで301会議室で入札保証金の納付を受け付けます。
入札保証金が所定の額(入札金額の100分の5以上)に不足する方のした入札は無効です。

※ 最高値を提示された方が落札者となります。同値の場合、抽選で決定します。

※ 落札者の方に入札終了後、売買契約等の手続きについてご案内いたします。

※ 落札できなかった方の入札保証金は入札終了後ただちにお返しします。

落札者の入札保証金は、契約締結までお預かりします。契約保証金の一部に充当することができます。



5 契約の締結

令和7年10月15日(水)まで

※ 入札日に契約保証金の納付書をお渡しします。入札後7日以内にお支払ください。

※ 入札日を含め7日以内に、市で契約書案の作成をします。契約書案に基づき、市役所に来庁いただき、契約締結をいたします。

※ 契約締結日までに契約保証金の納付、契約書に貼付する収入印紙の準備をお願いします。併せて誓約書をご提出いただきます。



6 売買代金の支払い

契約締結の日から30日以内に落札金額全額を納付していただきます。

※ 契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。



7 引き渡し・所有権移転登記(売買代金入金確認後)

※ 引き渡しは、現状のまま行います。

(入札に先立ち、地盤調査、土質調査等は実施していません。)

※ 所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。

※ 登録免許税(契約締結時に税額提示)は、買受人の負担となります。

登録免許税は印紙納付となりますので、所有権移転登記までに指定金額分の印紙をご用意ください。併せて、住民票(個人の場合)の提出もお願いします。